

平成19年度 中小企業診断士第2次試験案内

中小企業診断士試験は、「中小企業支援法」第12条に基づく国家試験です。

* 昨年度から受験申込方法が変更されていますので、申込みの際は、この試験案内をよく読んでお申込み下さい。

* 第1次試験の有効期間は、合格年度とその翌年度の2年間です。

受験申込
受付期間

平成19年9月3日(月)～9月18日(火)
(受付期間内郵便局日附印有効)

筆記
試験日

平成19年10月21日(日)

口述試験を受ける資格を得た方の発表日

平成19年12月7日(金)

口述
試験日

平成19年12月16日(日)

合 格
発 表 日

平成19年12月26日(水)

経済産業大臣指定試験機関

社団法人 中小企業診断協会

J-SMECA *Japan Small and
Medium Enterprise
Management Consultants Association*

第2次試験申込みから合格までの流れ

9月3日（月）～9月18日（火）の間に、
受験申込書（郵便振替払込票）と受験手数料17,900円を郵便局へ
詳細：2ページ参照



受験票と写真票の受領
(10月中旬頃に一斉に発送します。)
詳細：2ページ参照



第2次試験（筆記試験）実施
10月21日（日）
注意事項等：4～5ページ参照



口述試験を受ける資格を得た方の発表
12月7日（金）
口述試験を受ける資格を得た方には、口述試験案内を送付
詳細：6ページ参照



第2次試験（口述試験）実施
12月16日（日）
詳細：6ページ参照



合格発表
12月26日（水）
合格者には、合格証書等を送付
詳細：6ページ参照

目 次

1. 試験の目的及び方法	1
2. 受験資格	1
3. 試験実施日	1
4. 試験科目及び日程	1
5. 筆記試験会場	2
6. 受験申込手続き	
(1) 受付期間	2
(2) 受験手数料	2
(3) 受験申込及び支払方法	2
(4) 第1次試験合格証書の送付（平成12年度以前に第1次試験に合格された方のみ）	2
(5) 受験申込手続きに関する注意事項	2
7. 受験票と写真票の送付	2
8. 受験申込手続きに当たっての注意事項	4
9. 受験当日に持参するもの	
(1) 受験票と写真票	4
(2) 筆記用具等	4
(3) 写真が貼付された身分証明書	4
10. 受験当日の注意事項	5
11. 筆記試験の結果発表	5
12. 口述試験の実施方法等	6
13. 口述試験後の合格発表等	6
14. 身体障害者の方への受験特別措置	6
15. 試験に関する問い合わせ	7
参考 中小企業診断士制度スキーム	7
16. 受験申込書の作成要領	8
17. 参考資料	
(1) 中小企業診断士試験について	10
(2) 実務補習・実務従事中小企業診断士試験について	10
(3) 中小企業診断士の登録の有効期間・更新の要件について	11
(4) 中小企業診断士の休止について	11
(5) 中小企業診断士の登録の拒否について	11
平成12年度以前の第1次試験合格証書送付状	12

1. 試験の目的及び方法

中小企業診断士試験は、「中小企業支援法」第12条に基づき実施されます。

第2次試験は、「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」に基づき、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記及び口述の方法により行います。

(1) 筆記試験

中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、筆記の方法により実施します。

(2) 口述試験

筆記試験において相当の成績を修めた方を対象に、口述の方法により実施します。

2. 受験資格

(1) 平成19年度の第2次試験を受験できるのは次のいずれかの方です。

平成19年度の第1次試験合格者

平成18年度の第1次試験合格者

平成12年度以前の第1次試験合格者については、1回に限り第1次試験を免除されて第2次試験を受験できます。(期間の限定はありません。ただし、平成13年度～平成18年度の間に第1次試験に合格して第2次試験を受験した方は、除きます。)

(2) 平成19年度の第1次試験合格者の方は、平成19年度と平成20年度の2回に限り第2次試験を受験することができます。

(3) 平成18年度の第1次試験合格者の方が、第1次試験免除で第2次試験を受験できるのは、本年度までです。

3. 試験実施日

(1) 筆記試験 平成19年10月21日（日）

(2) 口述試験 平成19年12月16日（日）

4. 筆記試験科目及び日程

月 日	時 間	分 数	配 点	試 験 科 目
10月21日 (日曜日)	10：00～11：20	80分	100点	A 中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅰ
	11：40～13：00	80分	100点	B 中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅱ
	14：00～15：20	80分	100点	C 中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅲ
	15：40～17：00	80分	100点	D 中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅳ

筆記試験は、「経営革新・改善」、「新規事業開発（既存事業の再生を含む）」などの中から、次のように出題します。

- ・「組織（人事を含む）を中心とした経営の戦略および管理に関する事例」
- ・「マーケティング・流通を中心とした経営の戦略および管理に関する事例」
- ・「生産・技術を中心とした経営の戦略および管理に関する事例」
- ・「財務・会計を中心とした経営の戦略および管理に関する事例」

5. 筆記試験会場

地区	会 場	所 在 地
札幌	道特会館	北海道札幌市中央区北2条西2丁目26番地
仙台	ハーネル仙台	宮城県仙台市青葉区本町2-12-7
東京	明治大学	東京都千代田区神田駿河台1-1
名古屋	中京大学	愛知県名古屋市昭和区八事本町101-2
大阪	(財)大阪科学技術センター	大阪府大阪市西区靱本町1-8-4
広島	広島工業大学専門学校	広島県広島市西区福島町2-1-1
福岡	(財)福岡県中小企業振興センター	福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15

注1 試験会場は上記のとおり予定していますが、変更となる場合もありますので、受験票にて会場を十分確認のうえ、間違いのないよう受験して下さい。(他の会場では受験出来ません。)

注2 大阪地区の試験会場は複数の会場に分かれる場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

注3 試験実施日前に試験会場内を下見されることはご遠慮下さい。

6. 受験申込手続き

(1) 受付期間

平成19年9月3日(月)～9月18日(火)(受付期間内郵便局受付日附印有効)

9月18日(火)までの郵便局受付日附印が有効です。9月18日(火)を過ぎた受付日附印のものは受付できません。

(2) 受験手数料

17,900円(税込)

(3) 受験申込及び支払方法

この試験案内の9ページに綴じ込まれている受験申込書(郵便振替払込用紙)に必要事項を記入のうえ、受験手数料を受付期間内(9月3日(月)から9月18日(火)まで)に郵便局から払い込んで下さい。これで申込手続きは終了です。(受験申込書は、郵便局から当協会へ送付され、受験申込みの受付となります。)

なお、払込用紙は受験申込書も兼ねていますので、受験手数料は必ず所定の払込用紙で払い込んで下さい。郵便局備え付けの払込用紙による受験申込みはできません。

記入に当たっては、8ページ～9ページの作成要領を参照の上、必要事項を記入して下さい。

「払込金受領証」は領収書となりますので、大切に保管して下さい。

(4) 第1次試験合格証書の送付(平成12年度以前に第1次試験に合格された方のみ)

平成12年度以前に第1次試験に合格された方は、12ページの「第1次試験合格証書送付状」と「第1次試験合格証書の原本」を9月18日(火)(消印有効)までに配達記録郵便にてご郵送下さい。なお、平成18年度および平成19年度に第1次試験に合格された方は、第1次試験合格証書を送付いただく必要ありません。

(5) 受験申込手続きに関する注意事項

直接持参による受付は行いません。

9月18日(火)を過ぎた受付日附印の受験申込書は受付できません。

払込手数料は、払込人の負担です。

申込受付を行った受験手数料は返還いたしません。

7. 受験票と写真票の送付

(1) 受験申込みをされた方には、10月11日(木)に「受験票」と「写真票」を一斉に発送する予定です。

10月17日（水）を過ぎても受験票等が到着しない時は、電話で照会して下さい。電話03(3563)0851(代)
なお、試験会場は、必ず受験票で確認し、間違えのないように注意して下さい。（他会場では受験できません。）

また、「会場案内図」は、受験票にて案内するほか、10月12日（金）から当協会ホームページにおいても掲載します。

- (2) 受験当日は、受験票とともに「写真票」を必ずお持ち下さい。なお、「写真票」に貼付する写真は、次のとおりです。

大きさ：縦4.5cm×横3.5cm

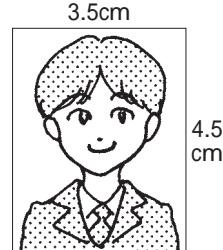
申込前6ヶ月以内に撮影したもの

脱帽正面のもの

背景が無地のもの

胸から上を撮影したものです

明瞭なものです



なお、受験の際、メガネを使用する場合は、メガネを着用して撮影した証明写真を貼付して下さい。

- (3) 受験当日、「写真票」に写真が貼付されていない場合は、受験出来ませんのでご注意下さい。

- (4) 「写真票」に印字されている氏名・生年月日・住所に変更または誤りがある場合は、「赤」で訂正して下さい。

ここに写真を貼って下さい。

- 「受験票」と「写真票」の例 -

平成19年度中小企業診断士第2次試験受験票 (受験票は、合格発表まで保管しておいて下さい。)		平成19年度中小企業診断士 第2次試験写真票 (写真票は、最初に受験する科目開始後に回収します。)																	
試験会場	裏面の注意事項を必ずお読み下さい。																		
	受験地区	東京 地区																	
	受験番号	1 2 3 4 5 6 7 - 8 9 0 1 2																	
	フリガナ	チュウショウ タロウ	生年月日	昭和49年2月28日															
	氏 名	中小 太郎																	
		× ×																	
<会場案内図>																			
-会場案内図-																			
<監督者記入欄> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">出欠席確認欄</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">平成19年10月21日（日）</td></tr> <tr><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>				出欠席確認欄				平成19年10月21日（日）				A	B	C	D				
出欠席確認欄																			
平成19年10月21日（日）																			
A	B	C	D																



← 写真貼付欄に、規定の写真が貼付されていない場合は、受験できません。

- (注)
 1. 試験当日の最初に受験する科目的時間に、受験票と写真票とを切り離し、机上に置いて下さい。
 2. この写真票の記載事項に変更または誤りがある場合は、「赤」で訂正して下さい。

出欠席確認欄			
平成19年10月21日（日）			
A	B	C	D

8. 受験申込手続きに当たっての注意事項

- (1) 申込受付終了後に受験地区を変更することはできません。ただし、勤務先の命による遠隔地への転勤に伴う住居の移転などやむを得ない理由（試験当日の出張などは、変更を認めません。）で受験地区的変更を希望する場合は、9月27日（木）までに所定の手続きを行って下さい。電話03（3563）0851（代）なお、9月27日（木）までに手続きを行わない場合は、受験地区的変更は認められませんので、ご注意下さい。
- (3) 提出書類に不備がある場合は、受付できません。
- (4) 受験申込み手続き終了後、住所変更が生じた場合は、写真票の自宅住所を「赤」で訂正して、受験当日お持ち下さい。なお、試験終了後に住所変更が生じた場合は、ハガキまたはファクシミリで「受験年度・受験地区・受験番号・氏名・新住所・旧住所」を明記の上、（社）中小企業診断協会第2次試験係（〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11銀松ビル FAX03（3567）5927）あてに「住所変更届」を必ず提出して下さい。また、同時に旧住所の集配郵便局へ転居の届け出を行って下さい。
- (5) 受験申込書に記入された内容は、中小企業診断士試験の目的以外使用いたしません。
また、外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受験者のプライバシー保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならない時は、個人情報を開示する場合があります。

9. 受験当日に持参するもの

- (1) 「受験票」と写真を貼った「写真票」

「受験票」と写真を貼った「写真票」は、試験当日必ず持参して下さい。

なお、写真貼付欄に写真が貼付されていない場合は、受験できませんので、ご注意下さい。

また、受験票は、合格発表まで大切に保管して下さい。

- (2) 筆記用具等

黒鉛筆またはシャープペンシル（HBまたはB程度）

消しゴム

鉛筆削り

時計（通信機能・計算機能のないもの）

電卓

1) 使用できる電卓はいわゆる携帯用電卓で、下図に例示する機能のような四則計算（加減乗除）、%などの単純な計算機能を持つものです。

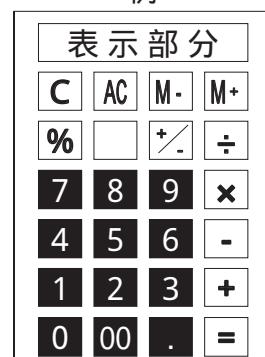
（サイズはおよそ縦160ミリ、横100ミリ、高さ30ミリ以内程度）

2) 次のような電卓の使用は禁止します。

- 関数電卓。
- プログラムの入力機能を持つもの。
- 記憶機能を持つもの。
- 電子手帳・携帯電話などに付属する電卓。
- 記録紙の出るもの。
- 他の受験者の妨げになるような音の出るもの。
- 電源コードを使用するもの。

（注1）定規やマーカーを使用してもかまいませんが、マーカーは解答用紙には使用できません。

（注2）時計や電卓は、音が出ないように電子音等を事前に解除して下さい。



- (3) 写真が貼付されている身分証明書

「写真票」に貼付された写真が不鮮明な場合などは、申込者本人の確認をさせていただくことがありますので、写真が貼付されている身分証明書（運転免許証・社員証・学生証など）を必ず持参して下さい。

10. 受験当日の注意事項

試験会場では、監督者の指示に従って行動して下さい。

(1) 試験開始前の注意事項

第1時限の試験開始30分前までに入室し、受験票の番号と同じ番号の席に着席して下さい。

第1時限の試験開始15分前頃から注意事項の説明等を行います。

受験票と写真票は、机上番号の上に置いて下さい。

なお、写真票は、最初に受験する試験科目開始後、監督者が回収します。

各時限の試験開始10分前頃から問題用紙と解答用紙を配布しますが、机上には、9-(1)の受験票と写真票、9-(2)で認められた筆記用具等の他は置くことはできません。筆入れ、筆箱、ペットボトルや水筒などに入った飲み物もしまって下さい。

携帯電話やPHS等は、必ず電源を切り、バッグ等にしまって下さい。(机上に置くことはできません。)

また、携帯電話等を時計として使用することもできません。

監督者が開始の合図をするまで、配布された用紙には手を触れてはいけません。

試験会場での写真撮影は禁止します。

(2) 試験時間中の注意事項

開始の合図があったら、まず、解答用紙に受験番号を記入して下さい。

解答用紙は、必ず提出して下さい。

解答用紙の提出方法は、監督者の指示に従って下さい。

問題用紙は、お持ち帰り下さい。

試験開始後30分間は退室できません。

試験終了前5分間は退室できません。

問題の内容に関する質問には、お答えできません。

試験時間中にやむを得ない事情で席を離れる場合には、必ず監督者に申し出てその指示に従って下さい。

不正行為があった場合は、直ちに退室を命じます。

試験終了の合図と同時に必ず筆記用具を置いて下さい。

監督者からの注意事項等が聞こえなくなることがありますので、耳栓は使用できません。

(3) 休憩時間中の注意事項

喫煙は所定の場所を厳守して下さい。

試験会場で立ち入りが禁止されている場所には絶対に入らないで下さい。

中途退室した場合、試験会場に隣接した廊下等での雑談はご遠慮下さい。

(4) 試験会場での注意事項

試験当日は、各試験会場とも自動車・オートバイ・自転車等による出入り、駐車はできません。

試験当日の昼食は各自でご用意下さい。

試験当日における受験者への電話等による呼び出し・伝言はできません。

ゴミは必ず各自でお持ち帰り下さい。

やむを得ない事情による遅刻の場合には、試験開始後30分までは入室を認めますので、その場合は監督者の指示に従って下さい。

11. 筆記試験の結果発表

(1) 口述試験を受ける資格を得た方の発表日は12月7日(金)です。

(2) 口述試験を受ける資格を得た方には、口述試験案内を配達記録郵便にて送付します(12月7日発送予

定)。また、口述試験を受ける資格を得た方の受験番号を、当協会の北海道、東京、愛知県、大阪、広島県、福岡県の各支部及び本部において午前10時に掲示します。なお、当協会のホームページ(<http://www.j-smeca.or.jp/>)には、当日の午後に掲載する予定です。

- (3) 口述試験を受ける資格を得られなかった方には、各自の総得点と科目別得点を数段階に区分した結果通知を配達記録郵便にて送付します。

12. 口述試験の実施方法等

- (1) 実施方法

中小企業の診断及び助言に関する能力について、筆記試験の事例などをもとに、個人ごとに面接の方法により行います。

- (2) 実施時間・会場

1人当たりの試験時間は、約10分間です。

口述試験は、筆記試験と同じ7地区で実施します。集合時間や会場については、口述試験案内で通知します。

- (3) 口述試験の受験資格

口述試験を受ける資格は、当該年度のみ有効であり、翌年度に持ち越しすることはできません。

13. 口述試験後の合格発表等

- (1) 合格基準等

第2次試験の合格基準は、筆記試験における総点数の60%以上であって、かつ1科目でも満点の40%未満がなく、口述試験における評定が60%以上であることを基準とします。

- (2) 合格発表日および通知

合格発表日は、12月26日(水)です。合格された方には、合格証書を配達記録郵便にて送付します(12月26日発送予定)。また、合格者は、その受験番号を、当協会の北海道、東京、愛知県、大阪、広島県、福岡県の各支部及び本部において午前10時に掲示します。なお、当協会のホームページには、当日の午後に掲載する予定です。

- (3) 合否についての問い合わせには応じられません。

- (4) 採点に関する照会はできません。

14. 身体障害者の方への受験特別措置

- (1) 身体障害者の方が受験される場合は、特別措置による受験ができます。

- (2) 特別措置による受験を希望される方は、事前申請が必要となりますので、申込書類を提出する前に必ずご連絡下さい。 電話03(3563)0851(代)

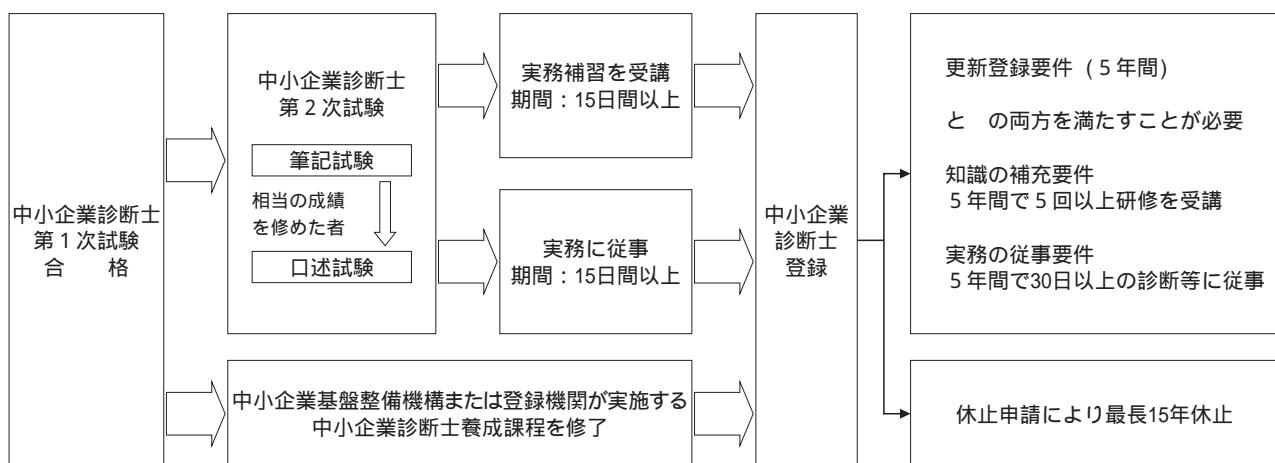
- (3) 事前申請がなされていない場合は、特別措置による受験はできませんので、ご注意下さい。

15. 試験に関する問い合わせ

受 験 地 区	問 い 合 わ せ 先
札幌 地 区	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館4階 社団法人 中小企業診断協会 北海道支部 試験係 電話 011(231)1377
東京 地 区	〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館7階 社団法人 中小企業診断協会 東京支部 試験係 電話 03(5550)0033
名古屋地区	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-3-10 東海ビル201号 社団法人 中小企業診断協会 愛知県支部 試験係 電話 052(581)0924
大阪 地 区	〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町4-3-6 大阪府商工会館5階 社団法人 中小企業診断協会 大阪支部 試験係 電話 06(6261)3221
広島 地 区	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀3-6 第2ウエノヤビル3階 社団法人 中小企業診断協会 広島県支部 試験係 電話 082(227)2827
福岡 地 区	〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター10階 社団法人 中小企業診断協会 福岡県支部 試験係 電話 092(624)9677
本 部	〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル5階 電話 03(3563)0851

* 仙台地区で受験される方は、本部へお問い合わせ下さい。

中小企業診断士制度スキーム



16. 受験申込書の作成要領

受験申込書記入上の注意事項および記入例

受験申込書記入上の注意事項

- 受験申込書は、所定の用紙を使用し、記入例の～の注意事項をよく読んで記入例のとおり楷書で丁寧に記入して下さい。
- 記入内容に不備がある場合は受付できませんので、受験手数料払込みの前に記入内容を必ず再確認して下さい。
- 書き損じた場合は、二重線で消して、正しい内容を余白に記入して下さい。なお、訂正印は記載内容の判読ができないになりますので押さないで下さい。

中小企業診断士試験コード一覧表

受験地区コードおよび受験地区

希望する受験地区を1つ選んで、受験申込書の「受験地区コード」欄および「受験地区」欄に該当するコード番号および地区名を記入して下さい。

受験地区コード番号	受験地区名
1	札幌
2	仙台
3	東京
4	名古屋
5	大阪
6	広島
7	福岡

職業コード

受験申込書の「職業コード」欄に該当するコード番号を1つ選んで記入して下さい。

コード番号	職業区分名
0 1	自営業（経営コンサルタント）
0 2	自営業（税理士・公認会計士・弁護士等）
0 3	経営コンサルタント事業所等勤務者
0 9	上記01・02以外の自営業
1 0	民間企業役員
1 1	民間企業勤務者
2 1	政府系金融機関
2 2	政府系以外の金融機関
3 1	中小企業基盤整備機構
3 2	上記31以外の独立行政法人
3 3	商工会議所
3 4	商工会
3 5	中小企業団体中央会
4 1	公益法人（経営コンサルタント事業所を除く）
5 1	都道府県等中小企業支援センター
5 2	地方公務員（中小企業担当課）
5 3	地方公務員（中小企業担当課以外）
6 1	国家公務員
8 1	研究・教育
9 1	学生
9 9	その他（無職を含む）

注 該当する項目がない場合は、できるだけ近いものを記入して下さい。

自宅住所の都道府県コード

受験申込書の「自宅コード」欄に該当するコード番号を1つ選んで記入して下さい。

コード番号	都道府県名	コード番号	都道府県名	コード番号	都道府県名
0 1	北海道	1 7	山梨県	3 3	岡山県
0 2	青森県	1 8	静岡県	3 4	広島県
0 3	岩手県	1 9	愛知県	3 5	山口県
0 4	宮城县	2 0	岐阜県	3 6	徳島県
0 5	秋田県	2 1	三重県	3 7	香川県
0 6	山形県	2 2	富山县	3 8	愛媛県
0 7	福島県	2 3	石川県	3 9	高知県
0 8	茨城県	2 4	福井県	4 0	福岡県
0 9	栃木県	2 5	滋賀県	4 1	佐賀県
1 0	群馬県	2 6	京都府	4 2	長崎県
1 1	埼玉県	2 7	奈良県	4 3	熊本県
1 2	千葉県	2 8	大阪府	4 4	大分県
1 3	東京都	2 9	兵庫県	4 5	宮崎県
1 4	神奈川県	3 0	和歌山県	4 6	鹿児島県
1 5	新潟県	3 1	鳥取県	4 7	沖縄県
1 6	長野県	3 2	島根県		

勤務先業種コード

受験申込書の「勤務先業種コード」欄に該当するコード番号を1つ選んで記入して下さい。

コード番号	業種区分名	コード番号	業種区分名
0 1	農業	4 1	サービス業
0 2	林業	4 5	ソフトウェア業
0 3	漁業	4 6	情報処理サービス業
0 4	鉱業	5 1	金融・保険業
1 1	建設業	5 2	不動産業
2 1	製造業	5 3	運輸通信業
2 5	電算機製造業	5 4	電気・ガス・水道業
3 1	卸売業・小売業	9 1	公務員
3 5	電算機販売業	9 9	その他（無職を含む）

注1 学生の場合は、「学生」と記入して下さい。

注2 該当する項目がない場合は、できるだけ近いものを記入して下さい。

書類の送付先となりますので、郵便番号を記入し、必ず都道府県名から住所の最小区分（番地、号、建物名、部屋番号等）まで記入して下さい。

また、問い合わせをする場合もありますので、確実に連絡のとれる電話番号等を記入して下さい。

姓は点線の左側の欄に、名は右側の欄にそれぞれ記入し、フリガナを記入して下さい。

記入例

00 東京		払込取扱票									
口座番号	金額	千	百	十	万	千	百	十	円		
00180-4					1	7	9	0	0		
加入者名	料金				特殊取扱						
※ご依頼人・通信欄	社団法人 中小企業診断協会 第2次試験										
フリガナ	平成19年度中小企業診断士第2次試験申込書	受験地区コード	3	受験地区	東京						
氏名	チュウショウ タロウ	生年月日	2014年4月28日								
住所	中小 太郎	性別	1.男 2.女								
	〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル	自宅コード	13								
	TEL 03-3563-0851 FAX 03-3567-5927	職業コード	88								
	勤務先名 (社)中小企業診断協会 TEL 03-3563-XXXX	勤務先業種コード	88								
	第1次試験合格年度 平成19年	受験番号	1234567-89012	受付局日附印							
裏面の注意事項をお読みください。 (私製承認東第47147号)											
これより下部には何も記入しないでください。											

無職の場合は「なし」、学生の場合は「学生」と記入して下さい。

第1次試験合格年度と受験番号（第1次試験合格証書の右下欄外に記載されています。）を記入して下さい。

8ページの「コード一覧表」から該当するコード番号を「受験地区コード」欄に記入し、該当する地区名を「受験地区」欄に記入して下さい。

受験地区コード番号	受験地区名
1	札幌
2	仙台
3	東京
4	名古屋
5	大阪
6	広島
7	福岡

受験地区が記入されていない場合は、自宅住所から判断した最寄りの受験地区で受付いたしますのでご了承下さい。

払込金受領証									
口座番号	00180-4	21344	1	7	9	0	0	1	7
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	切り取らないで郵便局にお出し下さい。	おなまえ※	中小 太郎	様					
加入者名	社団法人 中小企業診断協会 第2次試験	金額	17900	1	7	9	0	0	0
※ご依頼人		料金	(消費税込み)	受付局日附印					
通信欄		特殊取扱	円						

8ページの「コード一覧表」から該当するコード番号を選んで記入して下さい。

- 平成12年度以前の第1次試験に合格者の方は、12ページの「第1次試験合格証書送付状」と「第1次試験合格証書の原本」を9月18日（火）（消印有効）までに配達記録郵便にてご郵送下さい。

17. 参考資料

平成19年4月現在

中小企業診断士は、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録する資格です。

(1) 中小企業診断士試験について

第1次試験…全国7地区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で実施。

- 1) 中小企業診断士となるのに必要な学識を有するかどうかを判定することを目的として、7科目について筆記の方法により実施します。
- 2) 一部の科目に合格した場合は「科目合格」として、翌年度及び翌々年度の試験では申請により当該科目の試験が免除され、3年以内に7科目のすべてに合格することで「第1次試験合格」となります。
- 3) 第1次試験合格者は、合格年度とその翌年度の2年間に限り第2次試験を受験できます。

第2次試験…全国7地区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で実施。

- 1) 平成19年度の第2次試験を受験できるのは次のいずれかの方です。
 - ・平成19年度第1次試験合格者
 - ・平成18年度第1次試験合格者
 - ・平成12年度以前の第1次試験合格者で、平成13年度以後の第2次試験を受験していない者（平成12年度以前の第1次試験合格者は、平成13年度以後の第2次試験を受験できるのは1回限りです。なお、平成12年度以前の第1次試験合格者で、平成13年度～平成18年度の第1次試験に合格して第2次試験を受験した方は、平成18年度以降の第2次試験は受験できませんので、ご注意下さい。）
- 2) 第2次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、次の2つの方法により実施します。
 - i 筆記試験
中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、筆記の方法により実施します。
 - ii 口述試験
筆記試験において相当の成績を修めた方を対象に、口述の方法により実施します。

第1次試験合格者は、合格年度とその翌年度の2年間に限り中小企業基盤整備機構または登録機関が実施する中小企業診断士養成課程を受講することができます。

(2) 実務従事・実務補習について

経済産業大臣に中小企業診断士として登録を受けるには、登録の申請の日前3年以内に第2次試験に合格し、次の のいずれかの実務に15日以上従事すること、または のいずれかの実務補習を15日以上受けることが必要です。

診断・助言業務

- 1) 国・都道府県、中小企業基盤整備機構又は都道府県等中小企業支援センターが行う診断・助言業務
- 2) 中小企業基盤整備機構又は都道府県等中小企業支援センターが行う窓口相談などの業務
- 3) 中小企業に関する団体が行う中小企業の診断・助言又は窓口相談などの業務
- 4) その他の団体又は個人が行う診断・助言又は窓口相談などの業務
- 5) 中小企業の振興に関する国際協力などのための海外における業務

実務補習

- 1) 登録実務補習機関による実務補習
- 2) 中小企業基盤整備機構、都道府県等中小企業支援センターにおける実務補習

(3) 中小企業診断士の登録の有効期間・更新の要件について

登録の有効期間：5年間。5年ごとに登録を更新します。

更新の要件：登録を更新するためには、登録有効期間内に、以下の 、 の両方を満たす必要があります。

- 1) 「知識の補充」に関する要件

登録有効期間内に次のいずれかを5回以上行うこと。

i 理論政策更新研修

理論政策更新研修機関が行う診断又は助言に関する知識の補充のための研修又は中小企業基盤

整備機構が行う研修を修了したこと。

ii 論文審査

理論政策更新研修機関が行う診断又は助言に関する論文の審査に合格したこと。

iii 研修の指導

理論政策更新研修について、その1回の日程を通じて指導を行ったこと。

2) 「実務の従事」に関する要件

登録有効期間内に次のいずれかの中小企業の経営診断実務に合計30日以上従事すること。

i 診断・助言業務

イ 国・都道府県、中小企業基盤整備機構又は都道府県等中小企業支援センターが行う診断・助言業務

ロ 中小企業基盤整備機構又は都道府県等中小企業支援センターが行う窓口相談などの業務

ハ 中小企業に関する団体が行う中小企業の診断・助言又は窓口相談などの業務

二 その他の団体又は個人が行う診断・助言又は窓口相談などの業務

ホ 中小企業の振興に関する国際協力などのための海外における業務

ii 実務補習の受講

iii 実務補習の指導

(4) 中小企業診断士の休止について

当面中小企業に対する経営診断の実務に従事する機会がない場合について、登録有効期間内に休止を申請することで、休止申請日の翌月1日から15年を限度に登録有効期間を延長することができます。

なお、登録を再開するには、申請の日前3年以内に、次の 、 の両方を満たす必要があります。

知識の補充として更新研修を5回受講する。

試験合格者と同様に実務又は実務補習に15日以上従事又は受講する。

(5) 中小企業診断士の登録の拒否について

次のいずれかに該当する場合は、中小企業診断士の登録を受けることができません。

未成年者

成年被後見人または被保佐人

破産者であって復権を得ないもの

禁固以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの

国会職員法、国家公務員法または地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの

弁理士法、公認会計士法、弁護士法、税理士法または技術士法の規定により登録の抹消、取り消し若しくは消除の処分（本人に登録を存続させる意思がないと認められることまたは本人が当該業務を廃止したことを理由とするものを除く。）を受け、または業務を禁止された者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの

正当な理由がなく、中小企業診断士の業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しないもの

～に掲げるもののほか、中小企業診断士の信用を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しないもの

平成12年度以前の第1次試験合格証書送付状

平成12年度以前の第1次試験合格証書（原本）を送付します。

受験地区 コード		受験地区	地 区
フリガナ			
氏 名	姓	名	
自宅住所	〒		
	TEL		
	FAX		
第1次試験合格年度		第1次試験受験番号	
昭 和 平 成		年度	
受験申込書提出日（受験手数料送金日） または提出（送金）予定日		平成19年9月 日	

「第1次試験合格証書送付状」（本用紙）と「第1次試験合格証書の原本」を9月18日（火）（消印有効）までに配達記録郵便にてご郵送下さい。

なお、平成18年度および平成19年度の第1次試験に合格者の方は提出いただく必要はありません。

----- 切り取り線 -----

右記あて名を切り取り、長形3号封筒（120mm×235mm）に貼り、上記送付状と合格証書をお送り下さい。

切
り
取
り
線

〒104-0061

東京都中央区銀座1-14-11
銀松ビル

社団法人 中小企業診断協会
第2次試験係 行

配
達
記
録

平成12年度以前第1次試験
合格証書 在中